

大阪地方最低賃金審議会総会

第345回本審議会議事録

1 日 時

令和3年8月23日（月）9時55分～10時25分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 4階 共用第2会議室

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、水島委員、村上委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、北畑委員、黒田委員、清水委員、東本委員

（使用者代表委員）

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

木暮労働局長、友住労働基準部長、的場賃金課長、恩田主任賃金指導官、服部賃金指導官、
紫合賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出について

（2）その他

(開会 9時55分)

恩田主任賃金指導官

皆様、おはようございます。定刻より数分早いですが、おそろいのようなので始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから大阪府最低賃金審議会第345回総会を開催いたします。

まず初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員6名、計18名全員の御出席によりまして、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

服部会長

おはようございます。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定に係る異議申出についてに入ります。

事務局から御説明をお願いいたします。

的場賃金課長

それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から御説明させていただきます。

本年8月4日付けで、令和3年度大阪府最低賃金についての答申に対する意見の提出の公示を行ったところ、関係労働者から149件、関係使用者から1件の異議申出書が大阪府最低賃金審議会会長と大阪労働局長宛てに提出されております。

また、第342回総会において、全国一律最低賃金制度の創設と時間額1,500円を求める要請書として、全大阪労働組合総連合取扱いの団体及び個人署名の提出がありましたことを御紹介しましたが、同じ内容の要請書が、8月19日付けで、新たに加盟労働組合2団体分から534筆の署名とともに提出されております。

異議申出書の原本は、全て公益委員の後ろのテーブルに置いております。

それでは、提出された異議申出について御紹介いたします。

時間の関係上、全て御紹介できませんので、主要な事項について御紹介させていただきます。

資料1-1、全大阪労働組合総連合からの異議申立書を御覧ください。主要事項といたしましては3点ございます。

1点目、大阪府最低賃金の引上げ額28円、時間額992円とする答申については不服であり、再審議を求めるとともに、最低賃金額は月額・日額表示も行うこととし、大阪府最低賃金を時間額1,500円、日額1万2,000円、月額24万円に引き上げること、とりわけ時間額については早急に1,000円以上とすること、また、全国一律最低賃金制度を確立すること、2点目、最低賃金の引上げに当たって、中小零細企業に対する支援策の具体化は急務の課題であり、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させるよう意見すること、3点目、審議会、専門部会を公開で開催し、再調査と審議を行うことという内容でございます。

異議申出に至った主な理由としましては、8時間働けば人間らしく暮らすことができる金額を考え

るに当たり、全労連と全国各地で行っている最低生計費調査では、25歳の単身者は、全国どこでも月額24万円、時間額1,500円以上は必要との結果が出ている。一方、大阪府最低賃金は、審議会において答申された時間額992円は、1,500円どころか1,000円にも満たない金額で、答申された最低賃金では、健康で文化的な最低限度の生活はできず、ワーキングプアを解消することはできない。

大阪では、昨年、最低賃金の引上げが凍結されていることもなおさらである。

また、地域間格差の解消は喫緊の重要課題であり、先ほどの最低生計費の調査からも、全国どこでも月額24万円が必要で、都市部と地方との差は見られない。都市部では住居費が高い一方、地方では1人に1台自家用車が必要であり、維持費や交通費が高くなっているのが特徴である。コンビニエンスストアで販売されている商品の価格は全国どこでも同額であるし、医療報酬や介護報酬も全国一律となっており、最低賃金が地域によって違うほうが矛盾している。

政府の経済財政諮問会議において、地方の最低賃金の底上げを通じた地域経済の活性化を提言しており、今年に入ってから、地方議会等においても、最低賃金引上げを求める意見書、全国一律最低賃金制度の段階的導入を要請する意見書、最低賃金の引上げと中小企業支援充実を求める意見書、最低賃金の引上げに加え、税・保険料の減免等による中小企業支援や雇調金の特例措置、持続化給付金の再給などが盛り込まれた意見書が採択されるなど、最低賃金の大幅引上げと格差の是正を合わせて、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける中小零細事業者への支援策の強化を求める声が高まっている。

これらの理由から、再調査・審議を求めると述べられております。

そのほかに、資料1-2としまして、大阪府最低賃金の改正決定に関する異議申出書に寄せられたメッセージを抜粋して掲載しております。

続きまして、関係使用者からの異議申出を御紹介します。

資料2を御覧ください。

8月16日に一般社団法人大阪タクシー協会から異議申出が提出されております。

異議申出の内容は、今回の地域別最低賃金の改定は、最低賃金法第9条（地域別最低賃金の原則）で規定している事業の賃金支払い能力を全く無視したもので誠に遺憾と言わざるを得ない。

令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は、タクシー事業におきましても極めて深刻な状況であるとともに、いまだに事態の收拾が見通せない状況にある。

特に、再三にわたる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出・延長や移行により、タクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨たんたる結果を招いている。一部事業者では、この間でタクシー事業を廃業したところもある。

タクシー運転者の賃金は、多くが歩合給制度を取っていることから、営業収入の激減は直接最低賃金に影響し、不足分は事業者が負担しなければならない状況にある。このため、最低賃金が引き上げられることになると、多くの事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業を余儀なくされることが想定される。

このような大阪のタクシー業界の現状を理解いただき、このたび最低賃金の改定について再考をお願いするという内容でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

したがいまして、ただいまから、これらの異議申出の取扱いについて諮問を行います。

会長、局長、中央のほうへお願いいたします。

(局長から諮問文を会長に手交。)

(事務局は、諮問文(写)を各委員に配付。)

服部賃金指導官

それでは、ただいまからお配りしました諮問文の写しを読み上げます。

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子殿

大阪労働局長 木暮康二

大阪府最低賃金の改正決定に関する大阪地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について
(諮問)

本年8月4日付けで答申のあった大阪府最低賃金の改正決定に関する意見について、最低賃金法第11条第2項による異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上です。

服部会長

ありがとうございました。

ただいま異議申出の取扱いについての諮問を受けましたので、審議に入ります。

本件をどのように取り扱うべきかについて、御意見をお伺いしたいと思います。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

黒田委員

労働者の立場でございます。

これまでの専門部会の議論、総会での採決を踏まえて意見を申し上げます。

労働側の立場でも、これまで賃金の水準、低さについては発言をさせていただいたところではございますけれども、現状の認識の中では、目安で28円ということも出ておりますので、そのあたりでの判断というふうに考えております。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

続きまして、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

平岡委員

使用者としましては、この28円の引上げという公益委員見解には反対という立場には変わりはないのですけれども、今回出てまいりました異議申立ての内容につきましては、審議会において十分時間をかけて労使で真摯に協議をした内容だと考えています。

したがって、審議会の採決プロセスにのっとった結論である本答申のとおりとすることが妥当だと考えておまして、附帯事項に記載されましたコロナ禍の大きな打撃を受けた事業者への支援策の強化に早急かつ全力で取り組んでいただきたいということを願っております。

以上です。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、次に、公益を代表する委員、いかがでしょうか。

衣笠委員

先ほど事務局から異議申出書の内容について御説明がありましたが、労働者側からは、大阪府最低賃金を早急に時間給1,000円以上とするべく再調査と審議を求めるとの申出がなされました。

一方、使用者側からも、大幅な賃金引上げは事業の賃金支払い能力を無視したものであるとして、最低賃金の改定について再考を求めるとの申出がなされております。

今年の審議会では、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を十分参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に慎重に調査審議を行いました。

その結果、今年度は、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力という地域別最低賃金の3要素を踏まえて大阪の状況を概観し、引き続き経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしている最低賃金を引き上げること、また、女性及びパートタイム労働者の処遇を改善するという社会的要請に留意し、答申にも反映しました。

また、最低賃金の改正が、新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある中小企業・小規模事業者に与える影響を踏まえ、生産性向上等の支援措置について、利活用の促進、支援に努めること、特に各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発生日を踏まえ、周知広報と一層の利活用を促進することなど、具体的な措置を求める内容を盛り込んでおります。

したがって、御提出のありました異議申出の内容、ただいまの労働者側委員、使用者側委員の御意見も踏まえ、当初から審議してまいりましたことからしますと、本年8月4日付けの答申どおり決定することが適当であると考えます。いかがでしょうか。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま、労働者代表委員、使用者代表委員並びに衣笠会長代理から、本年8月4日付け答申どおり決定することが適当であるとの旨の御意見をいただきました。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

皆様方、ただいまの御意見をお示しし、この答申どおりということで差し支えないという、異議なしという御了承を頂戴したと存じます。

そういたしますと、当審議会といたしましては、先日の答申のとおりという意見ということでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は答申文（案）の御準備をお願いいたします。

準備ができるまでしばらくお待ちください。

的場賃金課長

それでは、準備してまいります。

準備が整いましたので、ただいまから配付させていただきます。

(事務局は、答申文（案）を各委員に配付。)

服部会長

お手元に配られましたのが答申の文案です。

事務局で読み上げをお願いいたします。

服部賃金指導官

それでは、お配りしております答申文（案）の写しを読み上げます。

大阪労働局長 木暮康二殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 服部良子

大阪地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和3年8月23日付けをもって貴職から諮問のあった、同年8月4日付けの大阪府最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月4日付け答申どおり決定することが適当である。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(異 議 な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、局長に答申をさせていただきます。

(会長から答申文を局長に手交。)

服部会長

続きまして、議事(2)のその他に入ります。

その他、事務局から何かございませんでしょうか。

恩田主任賃金指導官

今後の日程につきまして御説明申し上げます。

ただいま御審議をいただきました大阪府最低賃金でございますが、今後、官報の手続を経まして、10月1日の発効の予定となっております。

また、今月16日から特定最低賃金7業種の審議に入っております。

9月下旬までをめどに、改正決定の必要性及び金額について専門部会で審議が行われる予定となっております。

専門部会において全会一致で議決された場合は、7月6日の第342回総会で御承認いただきました専門部会の審議に関する了解事項のとおり、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の決議をもって審議会の決議となるため、審議会開催は省略となります。

一方、全会一致での議決に至らない場合は、同じく専門部会の審議に関する了解事項のとおり、審議会へ報告あるいは採決となるため、総会の開催が必要となります。

総会の開催が必要となった場合には、各委員へ開催通知を御案内いたします。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の御説明について、何か御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、その他、何かございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、何かございますか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

使用者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

なお、議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員は黒田委員に、使用者を代表する委員は平岡委員をお願いをしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はこれもちまして閉会といたします。

委員の皆様、ありがとうございました。

(閉会 10時25分)